

# 「持続化補助金低感染リスク型ビジネス枠」申請に向けた相談会の開催

「持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）」は、小規模事業者が実施するポストコロナ社会に対応したビジネスモデルの転換に資する前向きな取組や感染防止対策費\*（消毒液購入費、換気設備導入費等）の一部を国が支援するものです。

当会議所では、管内の小規模事業者を対象とした補助金申請に向けた相談会を開催しますので、ぜひご参加ください。

\* 感染防止対策費は補助金総額の 1/4 を上限に支援

## ＜開催要領＞

**【第1回】** オンライン説明・相談会 ※長野商工会議所 2 階会議室での直接受講も可能

日 時 令和 3 年 9 月 17 日（金） 14：00～15：30  
内 容 1.概要説明 2.申請のポイント 3.質疑応答  
定 員 10 名

※オンライン会議システム「Google Meet」を活用しての開催となります

（インターネットの利用にかかる通信料等は参加者負担）

※直接受講をご希望の方は申込書に「直接受講希望」とご記入ください

## **【第2回】** 個別相談

日 時 令和 3 年 10 月 15 日（金） 9：00～17：00（相談時間 1 事業者 45 分）  
場 所 長野商工会議所 2 階会議室（オンラインでの相談も可）  
内 容 経営計画・補助事業計画のブラッシュアップ、専門家からの助言  
※主に第1回の参加者を対象とした予約制になります

申込方法 別紙申込書に必要事項をご記入の上、FAX またはメールでお申込みください。

## 【持続化補助金低感染リスク型ビジネス枠の概要】

- ・対象者：小規模事業者（商工会議所・商工会の管轄地域内で事業を営んでいること）
- ・対象事業：ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に取り組み、感染拡大防止と事業継続を両立させるための対人接触機会の減少に資する投資を行う事業（例：対人接触機会の減少を目的としたテイクアウト・デリバリーサービス導入、EC サイト構築など）

\* 小規模事業者の定義

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業以外）	常時使用する従業員の数	5 人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数	20 人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数	20 人以下

- ・補助率：補助対象経費の 3/4
- ・補助上限額：100 万円
- ・締切：〔4 次締切〕令和 3 年 11 月 10 日（水）  
〔5 次締切〕令和 4 年 1 月 12 日（水）  
〔6 次締切〕令和 4 年 3 月 9 日（水）

※jGrants による電子申請のみの受付

jGrants ホームページ(ID 取得)<https://www.jgrants-portal.go.jp/>



持続化補助金低感染リスク型ビジネス枠事務局・公式ホームページ

<https://www.jizokuka-post-corona.jp/>



【お申込み・お問い合わせ】 長野商工会議所中小企業支援センター

TEL：026-227-2428 FAX：026-227-2758 Eメール：somu-keiei@nagano-cci.or.jp

## 持続化補助金低感染リスク型ビジネス枠相談会 参加申込書

希望コース（第1回・第2回）に、希望時間に○印をお願いします

第1回オンライン説明・相談会 9/17（金）

第2回個別支援 10/15（金）

※「第2回個別支援」は、第1回オンライン説明・相談会参加者の予約が優先されます

【希望の時間帯】（午前9：00～11：00）・（午後13：00～15：00）・（午後15：00～17：00）

【面談方法】（来所）・（オンライン）

※オンラインでの実施となるため、以下のフォームに必ずEメールアドレスをご記入ください  
（事前にオンライン会議室への招待メールをお送り致します）

事業所名		業種	
所在地		従業員数 (正社員数)	人
Eメール		TEL	
参加者名		当所会員	・ 非会員

※本申込書にご記入いただいた個人情報については、セミナー開催における本人確認、参加者名簿作成及びセミナーに関する連絡の目的のみに使用します。